

国立大学法人大分大学学長室規程

平成17年12月27日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第10条第2項の規定に基づき、学長室に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 学長室は、学長の業務の執行を補佐する。

(組織)

第3条 学長室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学長特命補佐
- (5) 学長補佐
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第7号の学長が必要と認めた者の任期は、学長が定める。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成17年規程第139号）

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成18年規程第22号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第77号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第111号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。